

## 大阪府受動喫煙防止対策補助金交付要綱

### (通則)

第1条 大阪府受動喫煙防止対策補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、大阪府受動喫煙防止対策補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、大阪府受動喫煙防止条例（平成30年大阪府条例第4号。以下「条例」という。）の規制対象となる飲食提供施設の事業主が実施する、喫煙専用室等の設置等を行う事業に対して補助することにより、府内受動喫煙防止対策を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象施設 大阪府内で令和2年4月1日以前から継続して飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設のうち、当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートル以下かつ三十平方メートルを超える施設であり、かつ個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の会社（以下、「中小企業」という。）のうち次に掲げるいずれかを満たす会社により営まれるものをいう。

イ 一の資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社（以下、「大規模会社」という。）が有する発行済株式又は出資の総数又は総額が二分の一未満である会社。

ロ 大規模会社が有する発行済株式又は出資の総数又は総額が三分の二未満である会社（イに掲げるものを除く。）

(2) 喫煙専用室等 補助対象施設に設置する喫煙専用室等は、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下、「改正法」という。）第33条第1項に定める喫煙専用室、改正法附則第3条第1項に定める指定たばこ専用喫煙室及び受動喫煙防止対策助成金交付要領（令和元年5月9日付け厚生労働省発基安0509第1号）第5 1 (2) ③に定める屋外喫煙所をいう。

### (交付対象者)

第4条 この補助金は、次の各号のいずれにも該当する喫煙専用室等を設けようとする補助対象施設の管理権原者（以下、「補助対象事業者」という。）に対し、交付するものとする。

(1) 補助対象施設において、喫煙専用室等以外での喫煙を禁止するために事業を実施すること。

- (2) 受動喫煙防止対策助成金交付要綱（令和元年5月9日付け厚生労働省発基安0509第4号）第5条第2項又は、受動喫煙防止対策事業実施要領（令和元年12月11日付け薬生衛発1211第1号）6（6）②に定める交付決定を受けていること。

ただし、受動喫煙防止対策助成金交付要綱第3条第1項又は受動喫煙防止対策事業実施要領4に定める「予算の範囲」を超え、国が助成金の交付を停止した場合、又は受動喫煙防止対策助成金交付要綱又は受動喫煙防止対策事業実施要領の廃止により国の助成金を受けられない場合で、知事が別途認める場合を除く。

#### （交付の対象経費）

第5条 この補助金は、補助対象事業者が実施する喫煙専用室等の整備にかかる経費のうち、知事の定める補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」という）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 この補助金の交付額は、次の各号により算出するものとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表1の第1欄に定める補助基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に別表の第3欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

(3) 国等の補助金、助成金等（以下「他の補助金等」という。）を補助対象経費の一部に充当した場合は、他の補助金等の交付額を控除した額を補助交付額とする。

3 前項で定める補助金の交付は、府補助対象となる施設単位とし、1施設当たり1回に限るものとする。

#### （交付の申請）

第6条 規則第4条第1項の申請は、大阪府受動喫煙防止対策補助金交付申請書（様式第1号）に知事の定める書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

#### （交付の条件）

第7条 この補助金の交付にあたっては、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）又は補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、変更交付申請書（様式第4号）に知事の定める書類を添えて、知事に提出し承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）に知事の定める書類を添えて、知事に提出し承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

い。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、規則第19条に定める期間が経過するまでの間、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、府に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付しなければならない。

#### （実績報告）

第8条 規則第12条の実績報告は、事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書（様式第10号）を知事に提出することにより行わなければならない。

#### （立入検査等）

第9条 知事は、補助事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は所属の職員にその事業場に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

#### （財産の管理等）

第10条 補助対象事業者が、補助対象施設に設置をした喫煙専用室等については、補助対象事業の完了後においても、適切に管理し、施設内での受動喫煙を防止するために、その効率的な運用を図らなければならない。

また、補助対象事業者は、規則第19条に定める期間が経過するまでの間、知事から指示があった場合には、喫煙専用室等の運用状況に係る現状報告（様式第14号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、交付額を超えない範囲でその収入の全部又は一部を返還させることができる。

（財産処分の制限）

第11条 規則第19条の「知事が定める期間」とは、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間を経過するまでとする。

- 2 同条第4号の「知事が定めるもの」とは、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び重要な器具とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年5月9日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
1 施設当たり 3,000千円	喫煙専用室等の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、備品費及び機械装置費等	定額 (補助基準額又は総事業費のいずれか低い額の3/4から他の補助金等を除く額)